

ハツ場ダム中止と利水代替案 4

特別寄稿

富士常葉大学大学院環境防災研究科客員教授(風土工学研究所副所長) 竹林征三 群馬県 東部県民局長 重田佳伸

事業中のダムに水利行政の見直しは無理

(4)その他の代替案

その他に考え得る代替案として「下水道の超高度処理による再飲料水化」「海水の淡水化」などがあるものの、ハツ場ダムで暫定取水中の毎秒約11立方メートル(1日当たり95万トン)をまかなうには莫大なコストがかかりとても現実味はない。

また、一時そのネーミングで脚光を浴びた「緑のダム」も、その後の学術的検討により、「濁水時の流量増加に寄与しない」とあるいは定量的な証明ができていない」という整理がなされた。森はもともと大害であるが、森を増やせば濁水流量がこれだけ増えるのか、その森を何処に増やすのか、間伐などによる森林の適切な管理がなぜ流況改善につながるのか、改善につながるものもその量はどのくらいなのかなど、合理的、定量的説明はなされていない。したがって緑のダムも暫定取水分の代替案にはなり得ない。

漏水防止や工業用水回収率の向上も限界に近いところまで改善が進んでいる。東京都の水道管の漏水率は約20%から3・6%に改善された。世界の大都市の平均的漏水率は10%前後とされており、3・6%という漏水率は驚異的な数字である。漏水対策専門職員の養成所をつくったり、老朽化した配水管を鋭意交換してきた結果である。

また、工業用水の回収率も、65年の全国企業種平均36%から、約80%まで上昇しており限界に近づいている。今後節水、漏水率改

善、下水の再利用、ライフスタイルの変更など、様々な分野で改善を進める必要があるが、それらはハツ場ダムの利水代替案とは別のものである。

(5)まとめ

水利権とその開発施設とを極めて厳密に対応させる水利行政の運用がなされてきた結果、中山間地のごく小規模な新規水利であっても独自の水源開発施設の設定が求められる、利水を主目的とする小規模なダムが急速に増えている。

既存の先行水利に支障を及ぼしてはならないという原則からは、いかなる規模であろうが、また小支川からの取水であることが水源開発施設が必要とすることは理論的には全くそのとおりであるが、山間部のごく小規模な水利のため、砂防堰堤や治山堰堤にさえ貯水して水源施設なしというところから、笑いの話のような事業が展開された時期もあった。

水利行政にこのような厳格さが求められた背景としては、各河川での長い水争いの歴史、全国的な需要の急増と逼迫感、水利権に関するほとんどの権限を国に集中させた64年の河川法改正などがあ

る。人口減少が始まり需要の逼迫感が薄れた現在、小支川でのいかなる規模な水利については、使用後の河川への還元事情なども考慮して、もう少し柔軟な水利行政が検討される余地はある。また、社会情勢の変化により既存ダムの水利権が十分活用されていない事例

も出てきているが、これらの資源を柔軟に融通して有効活用するための仕組みづくりの検討も必要である。

また、社会事情の変化によって水需要見直しなどを考え、建設途中で見直しすべき状況に至ったダムもあるが、そのようなダムや利水代替案のあるダムは今後も見直しが進められるべきであろう。しかし、それらのダムとハツ場ダムとは基本的に異なる。

今後の需要予測云々ではなく、実際に必要な量を、しかも大量に取水中のダムだからである。暫定取水中の毎秒11立方メートル、1人1日当たり使用量を300リットルとして人口に換算すれば約300万人分にも相当(11・0×60秒×60分×24時間/300リットル)、節水、漏水防止などでは到底対応できる量ではない。

利水代替案の可能性があるとすれば、水利行政の抜本的な見直しの中にしか考えられようもないが、既存の水資源開発総「コスト」を暫定取水中の利水も含めて、利根川水系全体の利水で負担の再調整をして安定水利権化するような新たな考え方は、利根川水系の利水安全度の低下に繋がることが加え、利害関係者があまりに多いことなどから、流域関係者全体の合意を得ることは極めて難しい。

また、水利行政の見直しが行われるとしても、今後の水資源開発に適用されるべきで、既に事業中のハツ場ダムへの適用には無理がある。

いずれにしても、どのような水利行政の見直しが行われるのか、その結果どのような利水代替案が提案されるのかに大きな関心が集まっている。そのことがハツ場ダムの今後を左右するからである。(お)